

		法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードをいう。)又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。)の写し	経歴書(法人にあつては、代表者の経歴書)	条例第12条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しないものであることを誓約する書類	事業所の写真及び平面図並びに付近見取図	選任する排水設備責任技術者(公益財団法人岩手県下水道公社の排水設備責任技術者名簿に登録されている者をいう。以下「責任技術者」という。)の名簿、当該責任技術者に係る責任技術者証の写し及び当該責任技術者との雇用関係を証する書類
1	名称又は組織に変更があったとき	○		○		
2	代表者に異動があったとき	○	○	○		
3	事業所を移転したとき				○	
4	選任する排水設備責任技術者に異動があったとき					○

※条例第12条第1項第4号アに該当しないことを証する書類(法人にあつては、役員全員同号アに該当しないことを証する書類)については、変更申請に該当するものについてのみ提出することとし、当初申請と変更がないものについては添付不要とする。

※当該排水設備責任技術者に係る排水設備責任技術者証の写し及び当該排水設備責任技術者との雇用関係を証する書類については、新規に雇用を行う場合のみ添付するものとし、雇用を辞める場合は添付不要とする。